

## 第三章 文明開化の諸相

### 第一節 交通・通信機関の開設

#### 一 電信の開通

##### 電信機と蒸気車

安政元年一月十六日（一八五四年二月十三日）、星条旗を掲げた七隻の黒船艦隊は、江戸湾を深く進み入り、金沢村小柴（現在横浜市金沢区柴町）の沖に錨いかりをおろした。いうまでもなく、ペリー提督がひきいるアメリカ東インド艦隊の二度目の来航である。前年七月（旧暦六月）に来航して、大統領の親書を手交することに成功したペリーは、幕府の回答を求めて、再び江戸湾にあらわれたのであった。ペリーの強い要求に屈した幕府は、神奈川に近い久良岐郡横浜村に応接所をつくり、交渉を開始することにした。交渉は二月十日（三月八日）から始められた。そして交渉成功の見通しがつくと、アメリカからの贈りものが、横浜に陸揚げされた。それは電信機具、模型の蒸気機関車、時計、望遠鏡、ライフル銃、ピストルなど、五十点ばかりのものであった。いずれも、文明の器具である。日本人が始めて目にするものである。なかでも当時の日本人を驚かせ、喜ばせたものは、蒸気車と電信機であった。

応接所前の広場には、鉄道線路が環状に敷設された。その上を模型の機関車と客車が走る。最初の実験運転は二月二十三日

(三月二十一日)に行われた。ペリーが妻への書簡のなかで書き送っているように、車体は超小型のものであり、ボギーの間隔は九インチ足らず、おもちゃの汽車であったが、その快走ぶりは大いに日本人を喜ばせ、やがて江戸からも多くの人びとが見物に押しかけるようになった。

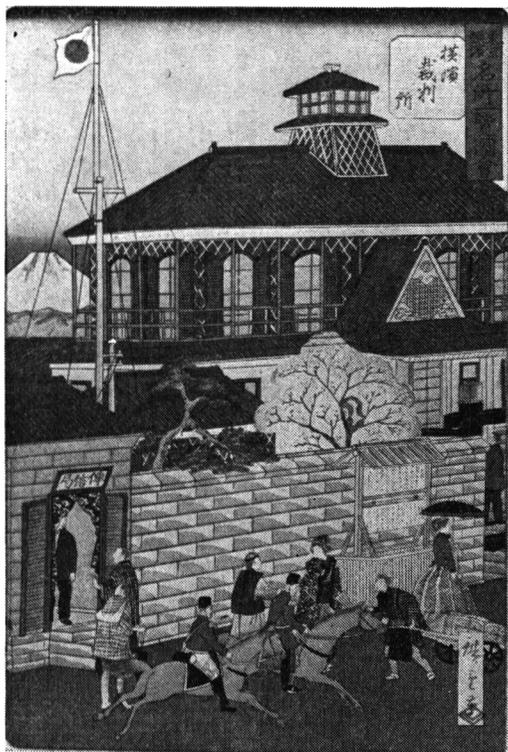
翌二十四日には、電信の実験が行われた。いまの横浜税関付近に建てられた応接所から、洲千弁天前まで、約九町(約九百八十二<sup>レ</sup>シ)の間に電線を張り、送受信の実験をやってみせたのである。当時の記録には「天理<sup>テリ</sup>関連<sup>ケンレン</sup>府千里鏡<sup>千里鏡</sup>試みに興行仕り候」と記されている。「テレカラフ」は、まさしく「雷電気にて事を告げる機械」であった。

こうして横浜においては、開港の前に汽車が走り、電信が実験された。その機器は幕府に献上されたが、そのまま蔵のなかにしまいこまれ、実用に供されることはなかった。せっかく文明の機械に接しながら、これを運用するに至らなかった。やがて開国となり、さまざまな西洋文明が渡来するに及んで、幕府も「蒸気車、電信機は皆治国第一の要具にて、今日にありては是非そなえざるべからず」と認めるに至る。しかし、その開設に踏み切る前に、幕府そのものが倒れてしまったのであった。

### 伝信線の敷設

わが国における通信機関としては、飛脚の制度があった。幕府公用の継飛脚のほか、民間には町飛脚が発達していて、信書や荷物の伝達を扱っていた。幕府が倒れると継飛脚は廃されたが、新政府は町飛脚を利用して公用の通信を扱わせた。すでに欧米の諸国では近代郵便の制度が発達していたが、飛脚制度に馴れていた日本では、近代郵便を開設しようという意向は、まったく示されなかった。その一方において、幕末から関心の高まっていた電信について、新政府も、また民間の識者も、異常なほどの熱意を示したのであった。

電信を開設したいという出願は、国内からも、海外からも、あいついで提出された。そうした気運のなかで、新政府もまた、政府じしんの手によって、電信の開設にふみきる。その機縁をつくったのが、横浜外国官判事兼神奈川府判事の職にあつ



東京横浜名所一覽図会・横浜裁判所（三代広重画）  
神奈川県立博物館蔵

た寺島陶蔵（宗則）の建議であった。折りから東京では開市の準備が進められ、築地に外国人居留地が建設されていた。開市は明治元年十一月十九日（一八六九年一月一日）に実施される。そこで寺島は、まず横浜と築地との間に、官営をもって電信を開設しよう、と計画したのであった。

たまたま横浜では、燈明台（灯台）の建設が進められており、英人ブラントンが工事の指導に当たっていた。そこで寺島は電信技師の招請をブラントンに委嘱する。その周旋によってイギリスから来朝した電信技師がギルベルトであった。ギルベルトは明治二年八月九日（一八六九年九月十四日）、横浜に到着した。これより政府の「お雇い外国人」として、電信の建設および修理を担当することになる。月給は百五十円であった。

電信線は、まず横浜弁天の燈明台役所から、本町通の横浜裁判所（いまの県庁にあたる）まで、七町（約七百六十町）の間に架設された。早くも八月のうちに工事は完成し、官用通信の取扱いが始められた。取り扱われる電報は官用のものに限られたが、わが国において初めて電信が実用に供せられたのである。なお当時は電信という文字は用いず「伝信」と称した。

電信に関する最初の機関として、九月十九日



東京より横浜まで伝信機銅線の図

『外務類纂電信線架設関係雑件』から

には「伝信機役所」が、横浜裁判所のなかに設けられ、ここから東京に通ずる電信線の建設工事が始められた。この日は太陽暦に換算すると十月二十三日に当たる。よって、のちに「電信電話記念日」に定められた。東京の伝信機役所は、築地居留地の運上所構内に設けられた（十月十二日）。横浜から築地まで八里余（約三十二キロ）の間に、電信線が架設されていたのである。

こうした電信に関する業務は、燈台業務に属して、初めは外務省、のち民部大蔵省の管轄下に置かれた。しかし実際に費用を支出したのは、当時の神奈川県であった。費用だけではない。この後も、電信に関する実務は、神奈川県が処理してゆくのである。すなわち電信の建設は、もっぱら神奈川県の手によって進められていったのであった。

### 公衆電報の開業

横浜―東京の電信線は、地図に示されているとおり、神奈川から東海道筋をへて、築地まで架設された。その完成にさきだって、神奈川県は、東京および横浜伝信局の名をもって「伝信機之布告」を発した。十二月二十日ごろと推定される。伝信機役所の名称も、このとき伝信局と改められた。

さて布告によれば「伝信機は幾百里へだたる場所にも、人馬の労をはぶき、線のつらなる場所まで、音信を一瞬間に到達する至妙の機関」である。これが「来る十二月二十五日より」開業する、という次第であった。ここに示されたとおり、横浜―東京の電信は、明治二年十二月二十五日、すなわち一八七〇年一月二十六日をもって開かれた。公衆電報の取扱いが、ここに開始されたのである。

音信料（電信料金）は、カナ一字につき銀一分と定められた。当時の価額によれば、銀一分というのは、一厘六毛六に当たる。

十字の電文で一銭六厘六毛、二十字で三銭三厘、三十字では約五銭となる。当時の他の物価と比較してみても、たいして高額ではない。それでも電文は「要用をなるべく簡略にカナにて相認め」るように指示され、また商品相場などは「隠しことば」すなわち暗号を用いることも許された。

ところで音信料は必ずしも高額でなかったものの、当時の電報には配達料が別に課されていて、これが高くついた。伝信局で受信した電報は、早飛脚によって配達され、その代金を発信人が払わねばならなかったのである。横浜伝信局から神奈川県内の各地に対する配達料は、次のとおりであった。

横浜関内

銀六分 (一銭)

〃 関外

野毛、戸部、石川口、吉田、新田、元町

銀一匁五分 (二銭五厘)

神奈川宿、保土ヶ谷

銀二匁五分 (四銭二厘)

藤沢

銀三十匁 (五十銭)

横須賀

銀四十五匁 (七十五銭)

東京あての場合も、事情は同じであった。たとえば神奈川や保土ヶ谷の人が、東京の新宿あてに三十字の電報を打とうとすれば、関内の伝信局まで出むいた上で、音信料三匁、配達料八匁、あわせて十一匁(十八銭)を支払わねばならなかった。電報は、配達料を加算することによって、すこぶる高額となった。

しかし電信は、飛脚にくらべれば、やはり安かった。その上に、何よりも速い。したがって利用度も高く、開業してから三か月で約三千通の受付があった。なお開業のときは和文電報のみであったが、明治三年五月からは、欧文電報の取扱いも始め

られた。これは居留外国人の要請によるものであった。

## 二 郵便の開業

### 東海道筋の郵便

わが国の近代郵便制度は、電信よりも遅れて、明治四年三月一日（一八七一年四月二十日）に発足した。この新式郵便を立案したのは前島密ひそかであったが、創業にさきだつて前島は、政府の命令によってイギリスに渡り、開設の事務を担当したのは杉浦讓ゆづるであった。

郵便は、まず東京と京都および大阪の間に通じた。この三都に郵便役所が設けられ、東海道を經由して、脚夫が郵便物を運送したのである。規定によれば、東京から京都までの所要時間は七十二時間（三日）、料金は一貫四百文（十四銭）であった。料金は、あて先によって異なっていたのである。

いまの神奈川県下における東海道の宿駅は、川崎・神奈川・保土ヶ谷・戸塚・藤沢・平塚・大磯・小田原・箱根である。これらの各駅と、開港場の横浜に、郵便取扱所が設けられ、郵便取扱人が配置された。いうまでもなく、横浜は東海道筋から離れているので神奈川駅から別に支線が設けられたのであった。開業にあたっては「各地時間賃銭表」が達せられ、東京・京都・大阪より各駅に至る郵便の所要時間、および料金が示された。県下の各駅に関する部分を挙げれば、次表のとおりである。なお当時の「一時」というのは、現在の二時間に当たっている。

この表には県下の主要な駅名しか挙げられていない。しかし開業の当初、県下の各地あて東京または京都・大阪から、郵便の所要時間と料金の概分は分かるであろう。いまの時制と通貨単位に換算して示すならば、たとえば川崎には、東京から約二

第3章 文明開化の諸相

時間三十分、大阪からは三日と五時間半、そして料金は東京からは一銭、大阪からは十五銭を要したわけである。

各取扱所には、そのころ郵便事業を統轄していた駅通司（八月から駅通寮）から、手当が支給された。開業した三月から同年末までの手当額が、当時の記録に残っていて、これを見ると、神奈川県下においても、どの駅が大きく、取り扱った物量が多かったか、推定することができる。すなわち小さな駅が二円台であったのに対して、六円以上を支給されたのは、川崎・神奈川・藤沢・大磯・小田原の各駅であった。とくに神奈川駅は十二円四十銭に上り、郵便の取扱い量も多かったことが、うかがわれよう。横浜への郵便は、いったん神奈川駅に達した後、別に仕立てられた。したがって料金も、それだけ高額となっている。時間もまた、余計にかかった。さらに横浜駅は設けられたものの、神奈川の郵便取扱所から出張した駅通掛の所轄となっていて、郵便切手の売捌き所も置かれていなかった。開港場として日増しに発展し、商業活動もさかんであったから、横浜に達し、あるいは横浜から発する郵便の量も多い。当初の体制のままでは、すこぶる不便であった。

	東京ヨリ		京都ヨリ		大阪ヨリ	
	時間	賃銭	時間	賃銭	時間	賃銭
川崎	一時三分	百文	三十四時七分	一貫三百文	三十七時八分	一貫五百文
神奈川	二時	百文	三十四時	一貫二百文	三十七時一分	一貫四百文
横浜		二百文		一貫四百文		一貫五百文
藤沢	三時五分	百文	三十二時四分	一貫二百文	三十五時六分	一貫四百文
大磯	四時七分	二百文	三十一時三分	一貫二百文	三十四時三分	一貫三百文
小田原	五時八分	二百文	三十時一分	一貫百文	三十三時一分	一貫三百文
箱根	七時	三百文	二十八時九分	一貫百文	三十一時九分	一貫三百文

そこで駅通司は、横浜弁天通三丁目（山室亀吉宅）に郵便取扱所を設け、書状集箱を吉田町と元町とに設置した。別に郵便書状取扱役も任命し、関内にもむいて書状を集めることも請け負わせた。こうして五月には、横浜における書状の取扱い数も、一日に百通をこえるに至る。しかし、それでもなお、時間と料金との面において、横浜の郵便事情は決して好転していない。これに乗じて、民間の飛脚業者は、官営の郵便事業に対抗するため、横浜に発着する別仕立便を設け、さらには現金の送達を扱った。実力をもって、官営郵便を圧倒しようとしたのである。当局としては、放置できない情勢となった。そこで新しく開設されたのが、東京―横浜に直通する路線であった。なお当時、郵便事業も政府の独占ではなかった。

### 横浜郵便の開設

明治四年七月十五日（一八七二年八月三十日）、横浜には郵便役所が設けられ、東京―横浜の間の郵便線路が、東海道郵便とは別箇に開かれた。創業から四か月半にして、新しい路線が開かれたわけである。

東京から横浜まで、通送時間は七時間で、一日に一回往復した。料金は書状一通（五匁十八・七グラムまで）につき、二百四十八文とされた。直通という便利さはあったが、時間も料金も、従来の神奈川経由の場合と、大きな違いはない。そこで民間の飛脚業者は、依然として競争をいどみつづけた。駅通司としても、この路線を維持するためには、料金を値下げする必要を痛感した。そこで八月には、料金を一挙に四十八文に改め、差立ても一日二回にふやしたのであった。

ところで横浜郵便には、新しい制度が設けられていた。すなわち「金子入書状」の新設である。横浜―東京の間は現金の動きが活発であり、その送達に民間業者が乗り出していた。駅通司の郵便が、飛脚業者に対抗し、さらに圧倒するために、現金を封入した書状の取扱いを開始したのであった。また定期便のほか、特別仕立便が別表のように設けられた。金子入書状の場合には、この特別仕立料金のほかに、封入金額に応ずる付加額が徴収されるわけであった。

### 特別仕立郵便時間賃銭表

時間	書状一通	賃銭	金子	賃銭
一時 (二時間)	掛目三十目限	金一兩一分	金札 一朱ヨリ四兩三分余マデ	二百文
一時半 (三時間)	同 四十五目限	金一兩	同 五兩ヨリ三分余マデ	四百文
二時 (四時間)	同 六十目限	金三分	同 十兩ヨリ四十九兩余マデ	一朱
二時半 (五時間)	同 七十五目限	金二分	同 五十兩ヨリ九十兩余マデ	二朱
三時 (六時間)	同 九十目限	金一分二朱	同 百兩ヨリ四百兩余マデ	一分二朱
三時半 (七時間)	同 百目限	金一分	同 五百兩ヨリ九百兩余マデ	三分
			同 千兩ヨリ一万兩マデ	五兩
			同 一万兩ヨリ以上一万兩ニ付	四兩二分

この表によれば東京から横浜へ、一兩(二円)の金を普通便と同じく七時間で送ろうとすれば、書状料金一分と金子料金二  
 百文、計二十七銭分を払えばよい。二十兩の金を最も早く送る必要があるときは、二時間仕立を利用することになり、一兩一  
 分と一朱、すなわち約一円三十銭を要した。

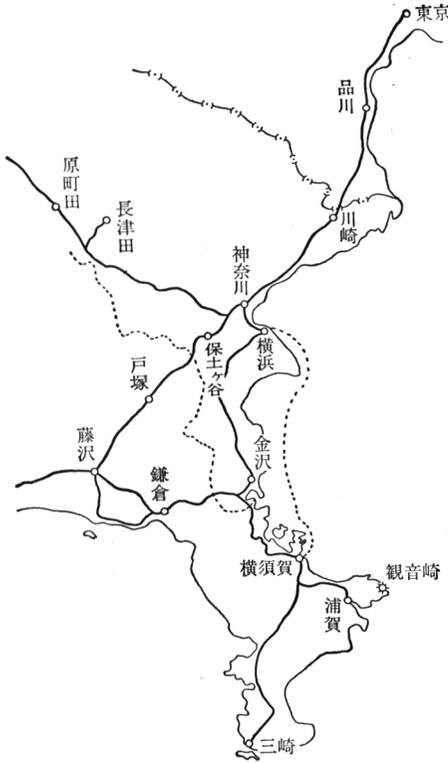
さらに東京―横浜の路線とともに、横浜から近傍の各村へ、さらに関東および信州の各地へ、特別仕立の郵便が開かれた。  
 この場合一里につき六百文(六銭)という基準で、距離比例制が採用されている。たとえば横浜から神奈川宿、戸部村や野毛  
 村あては、一里以内であるから六百文、鎌倉の各村あては、五里以内であって三貫文(三十銭)という次第であった。また横  
 浜より各地あての別仕立郵便については、次表のように示された。

横浜ヨリ各地別仕立郵便里程賃銭表

各地名	里程	一通ノ賃銭
武州 長津田	五里	三貫文
同 原町田	六里	三貫六百分
相州 横須賀	七里半	四貫五百文
同 浦賀	九里	五貫四百文
武州 八王子	十二里	七貫二百文
同 川越	二十里	十二貫文
上州 桐生	三十三里	十九貫八百文
同 高崎	三十六里	二十一貫六百分
甲府	三十六里	二十一貫六百分
上州 富岡	四十一里八丁	二十五貫二百文
信州 上田	五十七里	三十四貫二百文

郵便路線の拡大

明治四年七月十五日に横浜から郵便が仕立てられるようになった地域を見ると、横須賀と浦賀とを除いては、いづれも生糸や絹織物などの生産地であったことが、注目されるであろう。横浜における輸出品のうち、最も主要な役割をになったものが、生糸であり、絹織物であった。これらの品は、当時における主産地であった八王子から、上州の桐生・高崎・富岡から、また甲府や、信州の上田から、運びこまれた。こうした生産地と横浜との間には、いわゆる絹の道が開かれ、往来がさかんであった。当然のこととして、書状や現金の運送も、にぎわったことと考えられる。そうし



県内郵便路線図

た需要にこたえるため、いわゆる絹の道を通ずる郵便路線がいち早く開設されたのであった。この路線においても、郵便料金は一里につき六百文という基準で定められている。

浦賀は、東京湾の先端にある良港である。浦賀の東方、岬の先端にあたる観音崎には、お雇い外国人の指導者によって、燈台（灯台）が明治二年（一八六九）二月に完成していた。また横須賀には、幕末に製鉄所が建てられ、その施設は明治政府に引き継がれた。明治元年（一八六八）に発足した「神奈川県」は、この横須賀製鉄所も管轄したのである。こうした横須賀や浦賀へも、横浜からの郵便路線がいち早く開設されたのであった。しかし、この路線は陸上を通ったものと思われるが、どの程度に運用されたものか、実態は明らかでない。

全国における郵便路線は、その後、大阪以西を下関まで、また四国の宇和島まで延ばされ、さらに明治四年十二月五日（一八七二年一月十四日）からは、路線も長崎まで達した。このとき郵便料金は、全面的に距離制が採用されている。書状について見れば、二十五里まで百文（二銭）、五十里まで二百文、百里まで三百文と定められた。

長崎線の開設につづいて、明治四年十二月二十一日（一八七二年一月三十日）から、横浜―横須

賀の郵便は、この間に往復する汽船に積んで運ばれることになった。同時に、横須賀―三崎町、横須賀―金沢の間にも、郵便路線が開設された。横浜―横須賀の間には、月に十二回、郵便船が往復する。こうして横浜を中心に、当時の重要な町村との間の郵便網は、創業の年のうちに整備されたのであった。

翌五年三月、料金は従来の両・貫・文から、新しい貨幣単位である円・銭・厘に改められた。一両が一円、一貫が十銭、百文が一銭に換算されたのである。そして明治五年七月一日（一八七二年八月四日）より、郵便路線は北海道の一部を除き、ほぼ全国をおおうに至る。郵便事業の政府専掌が明示されたのは、一八七三（明治六）年五月一日のことであった。これより民間業者が信書などの送達を扱うことは禁止される。また、これにさきだって四月一日からは、郵便料金の全国均一制が実施された。書状の基本料金は、全国一律に二銭（市内は一銭）となる。

ところで郵便物は、主として脚夫あしぐよによって運送された。各駅ごとに、原則として八人の脚夫を配置し、郵便物を入れた行李りょうぎをかついで、次の駅へつぎ継立てたのである。やがて郵便物は、鉄道が開通すると汽車によって運ばれ、馬車が走る区間では、これに乗せることがあった。

一八七四（明治七）年八月には、神奈川―小田原の間に郵便馬車が走るようになる。すでに新橋―横浜の間には鉄道が開通していた。この間は鉄道輸送である。神奈川からは馬車に乗せられ、小田原から箱根をこえて三島までは、脚夫が運んだ。そして一八七五（明治八）年十一月から、箱根ごえのような特別の道を除いて、東海道の大部分に、郵便馬車が走るようになったのであった。このころ東京―横浜の郵便は、一日十二回の往復に達していた。